

沖縄県 商工労働部
部長 花城 順孝 殿

社団法人映像文化製作者連盟
常任理事・著作権部会長 梅原 千之
理事・事務局長 大久保 正

沖縄デジタルアーカイブ整備事業の契約条件について(返信)

拝啓、8月29日付貴簡(商情第312号)拝受いたしました。

まずもって、当連盟の質問状に対し、ご回答をお寄せいただきましたことに感謝申し上げます。
また、質問状では触れていなかった細部の契約条件についても、各コンソーシアムに示された新しい契約書(案)の中で、製作者にとって望ましい方向に幾つかの改善がなされ、貴庁のご努力を重ねて感謝申し上げます。(同主旨のことは、8月20日、事務局長が(財)デジタルコンテンツ協会殿と面談をした際に、「沖縄の映像コンテンツ制作会社が、受注した仕事に誇りと意欲を持ち、かつスキルアップが図れるような条件を考慮していただきたい」と、口頭で申し入れておりました。)

さて、貴簡でもご指摘のように、デジタルアーカイブにおける権利問題につきましては、さまざまな方面で議論がなされ、基本的なガイドラインが各界の協力によって成立しつつあるものの、なお未解決の課題を今後に残しております。

例えば、ご回答中の、著作権譲渡(買い取り)の適正な対価と制作費を分ける商慣習が未確立であるとのことご指摘につきましては、当連盟としても、製作プロダクションを束ねた法人として、映像の発注者・利用者の皆様と情報交換をおこないつつ、会員のビジネスを通じて折々に実践を積み重ね、マルチメディア・ブロードバンド時代に望ましい商慣習の実現に向けて努力してゆく所存でございます。

しかし、この機会に申し添えておきたいことは、一般に記録映像の中にも、創造的価値や付加価値(特殊撮影や同じ題材が二度と撮れない、など)を含むものがあり、そのような映像の発注に、「買い取りによる著作権全部譲渡」を一律に適用することは、本来なじまないのではないかと、ということです。むしろ契約のなかで、今後の作品または素材の運用から生まれる収益を、一定比率で製作プロダクションに還元していただく方が、より安価で、かつ良質なコンテンツ収集の目的に適うと、当連盟では思慮しております。(今回、貴庁のご回答では二次利用による収益事業は考えていない、とのことですが、映像アーカイブ本来の目的からすれば、将来は需要が出てくるのではないのでしょうか。)

当連盟としては、デジタルアーカイブの将来像のため、今後も、貴庁と協力関係を築いてゆきたく思っております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

敬具